

1. (国)教育振興基本計画とは？

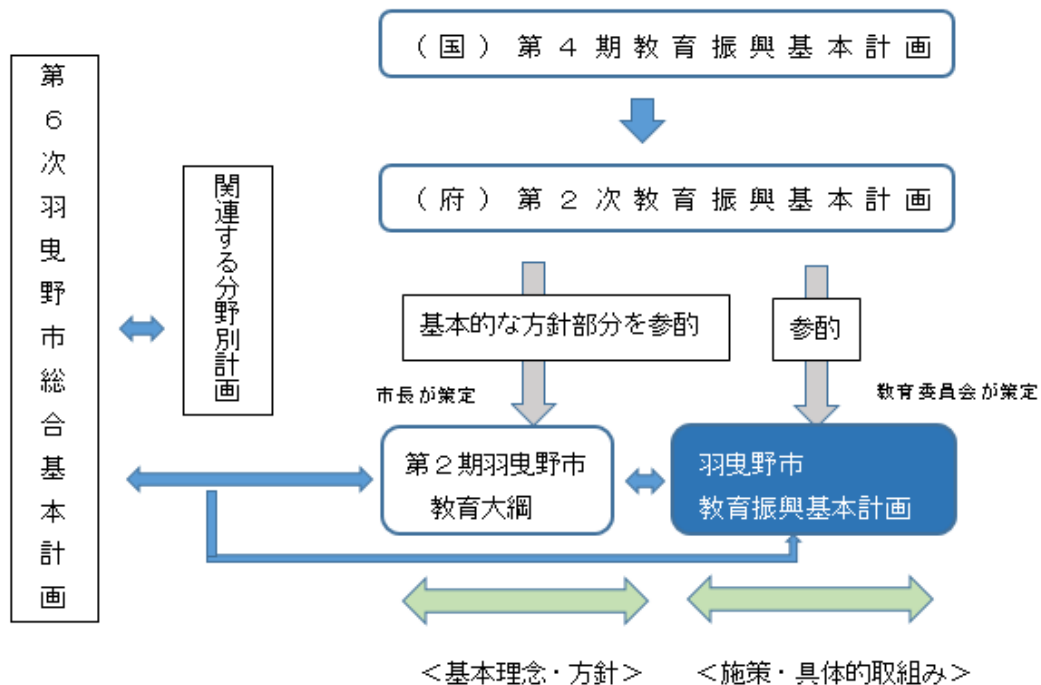
教育基本法

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない

- 平成 18 年に改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後 5 年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

2. (国)(府)教育振興基本計画と(市)教育振興基本計画との関係について



3. 計画期間

令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

ただし、国及び大阪府の動向や社会経済情勢の変化等により、計画の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
教育振興基本計画（国）	第4期			第5期					
教育振興基本計画（府）	第2次								
	前期事業計画				後期事業計画				
羽曳野市総合基本計画	第6次		第7次						
	後期基本計画		前期基本計画			後期基本計画			
羽曳野市教育大綱	第2期		第3期					第4期	
羽曳野市教育振興基本計画	[4年間]					第2期			

4. (市)教育振興基本計画策定までのスケジュールについて

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
素案作成									
庁内会議等									
パブリックコメント									
3月教育委員会議									